

長野市公式ホームページ広告掲載実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市公式ホームページ（以下、「市の公式ホームページ」という。）に民間企業等の広告を有料で掲載すること（以下、「広告掲載」という。）に関して、長野市広告掲載取扱要綱（平成18年長野市告示第36号。以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格、枠数、掲載位置等)

第2 広告の規格、枠数、掲載位置等は、別に定める。

(広告枠に広告掲載を行う権利の売却)

第3 広告掲載は、広告代理店に、広告枠に広告掲載を行う権利を売却することにより行う。

2 前項の売却は、指名競争入札により行う。

(広告代理店が行う広告掲載)

第4 第3の規定により広告枠に広告掲載を行う権利を買い受けた広告代理店は、要綱、この要領、その他市の指示に従い、市が行う広告掲載に準じて、広告掲載を行うものとする。

2 広告代理店は、広告主が市税に未納のないことを証明する書類等を、市に提出するものとする。

3 広告代理店は、広告主を募集し、市が指定する期日までに、広告原稿を市に提出するものとする。

4 広告代理店は、広告の内容及び広告主について、市が指示するところによりあらかじめ市の審査を受け、その承認を得ることとする。

(広告の範囲)

第5 広告及び広告からリンクするホームページ（以下、「リンク先ページ」という。）は、行政の広告媒体としての公共性、公益性、社会的信頼性及び品位を保つものとし、要綱第3の規定を適用する。

(広告の掲載期間等)

第6 広告の掲載期間は毎月1日から末日までの1カ月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 掲載期間内に、市の都合で市の公式ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長を行わない。

3 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

4 広告代理店は、広告主のリンク先ページに変更があるときは、変更の1週間前までに市へ連絡するものとする。

(広告の削除)

第7 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに掲載している広告を削除

し又は広告の掲載を取りやめることができる。

(1) 広告内容が第5の規定に反すると認められるとき。

(2) 広告主が広告主の責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき。

(広告に関する責任)

第8 広告代理店は、広告主と連帯し、広告及びリンク先ページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告代理店は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主と連帯し、その責任及び負担において解決しなければならない。

3 市は、広告及びリンク先ページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるほか、市と広告代理店が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月4日から施行する。